

当署管内で労働者を使用して水産業を行われる事業主の皆様へ

平成29年12月21日

宇和島労働基準監督署

宇和島労働基準監督署管内では、例年、当署管内の労災事故全体の1～2割を水産業が占め、監督指導でも約8割の事業場で関係法令の違反が認められています。このため、労働者を使用し水産業を行われている場合は、労災事故防止や適切な労務管理の観点等から、特にご注意いただきたい以下の7項目について、適切に実施されているかご確認下さい。

労務管理上の措置

労働条件通知書を交付していますか？

労働者を雇用される際は、書面により労働条件を明示する必要があります。(労働基準法第15条)

愛媛県最低賃金額(1時間739円)は守っていますか？

平成29年10月1日から、愛媛県最低賃金額は1時間739円となっています。県内の使用者は、この金額以上の賃金をお支払いされる必要があります。(最低賃金法第4条)

安全衛生上の措置

マリンクレーンの特別教育を行っていますか？

漁船等の船体に据え付けられた、制限荷重5トン未満の小型のクレーン(以下「マリンクレーン」と言います。)を使い作業させる際は、「揚貨装置の運転の業務に係る特別教育」を行う必要があります。(労働安全衛生規則第36条6号)

マリンクレーンの特別教育は、最寄り漁協等の団体に開催されることがあります。また、別添のとおり公益社団法人愛媛労働基準協会でも、実施予定となっていますのでご利用下さい。

フォークリフトの運転は資格者にさせていますか？法定の検査を行っていますか？

最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転には、フォークリフト運転技能講習の修了が必要です。また、フォークリフトは、年に1回の特定自主検査、月に1回の自主検査などを行っていただき、点検記録を保存する必要があります。(労働安全衛生法施行令第20条第11号、労働安全衛生規則第151条の21から同規則第151条の24)

機械の回転部分に覆いはありますか？掃除等の際は機械を止めていますか？

網の巻き上げ機の回転部分や、養殖の給餌機等の回転部分に巻き込まれ、重篤な災害に至るケースが見られています。巻き込まれる恐れのある回転部分には、原則としてカバー等の設置が必要です。また、掃除等で危険箇所に入る際には、必ず機械が停止したのを確認してから作業させて下さい。(労働安全衛生規則第101条、同規則第107条ほか)

年に1回は健康診断を実施していますか？

常時使用する労働者には、毎年、医師の健康診断を行う必要があります。(労働安全衛生規則第44条)

転倒災害の防止対策は行っていますか？

最近発生した水産業での労働災害のうち、約3割は船上や養殖いかだ上での転倒災害となっています。海上の不安定な場所で転倒するため、骨折等重篤な災害に至ることが多くなっています。別添のリーフレット「STOP! 転倒災害プロジェクト」を参考にいただき、十分な対策を講じて下さい。

ご不明な点がございましたら、宇和島労働基準監督署 監督・安衛課(電話0895-22-4655)までお問い合わせ下さい。